

企業の技術開発にもものづくり補助金の活用を ～今から開発テーマの検討を始めよう～

一般財団法人 大阪科学技術センター ATAC 会員 白石 博章

昨年来、中小企業の革新的なものづくり、基盤技術の高度化、競争力強化といった事業に対する支援が活発になっており、クライアントの皆様も活用されていることと思います。事業の発展のためには、独自技術開発による他社との差別化、生産性向上、新製品開発、拡販等が重要になり公的な補助金を有効活用するのが効果的です。

今年度の主なものづくり補助金の公募内容を以下に（表1）示しますが、来年度分に関しては、比較的早く公募が始まる可能性がありますので、今から開発テーマを練っておいても早すぎることはありません。

A. ものづくり・商業・サービス革新補助金

- ①国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービスの開発・試作品の開発を行う中小企業を支援します。開発期間は10ヶ月です。
- ②試作品の開発、設備投資が必要で、従来と異なる点は、設備投資のみでも可能ということです。
- ③今回は共同体での設備投資も追加（5,000万円）
- ④認定支援機関の認定を受けなければなりません。

B. 戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン)

- ①中小企業のものづくり基盤技術高度化法に基づき、法認定を受けた計画を基本とした研究開発等の事業です。
- ②製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、精密加工、立体構造、デザイン等12分野）の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を促進することを目的としています。
- ③中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発及びその成果の販路開拓への取組を一貫して支援します。
- ④法認定申請は申請書と一緒に提出し、承認された機関のみが対象となります。

- ⑤基本的に期間は3年であり、年度末が締めとなります。終了後はその都度再申請し、補助金額は2年度が2/3以内、3年度が1/2以内になります。

C. 商業・サービス競争力強化連携支援事業

- ①複数の中小企業者と、川下製造業者や大学、公設試験研究機関等が広がりをもって連携した取り組みであって、本事業の成果を活用した製品等が明確となっている、具体的な提案を支援します。
- ②ものづくり補助金を技術開発に採用して企業の発展を図る新しいサービスモデルの開発等のうち、地域経済を支えるサービス産業の競争力強化に資すると認められる取組を支援します。
- ③今年度から始まった新連携支援事業で、2年計画で、2年目も補助上限額は3,000万円となります。
- ④法認定機関申請が必要で、申請書と一緒に提出し、承認された機関のみが対象となります。

D. 地域工場・中小企業等の省エネルギー

設備導入補助金

- ①地域の中小企業や個人事業主における省エネルギー等のニーズに応えるため、省エネルギー相談、地域プラットフォームを構築し、地域毎にきめ細かな支援を実施します。
- ②最新モデルの省エネ機器・設備を対象とし、工場、オフィス、店舗等の省エネに関する設備の更新・回収についても補助します。

■まとめ

ATACでも昨年来約15件の申請書作成支援（採択）を行ってきましたが、申請に際しては、事業コンセプトの明確化、自社の保有する独自技術の効果的な活用、他社との差別化等、明確な具体的目標を立てる必要があります。ATACも積極的に支援したいと思っていますので、以下にご連絡下さい。

ATAC事務局；TEL；06-6443-5323

E-mail；atac@ostec.ne.jp

表1 H27年度事業の具体的な公募要領、採択状況

事業名	予算	総額 (億円)	補助率	補助上限 (万円)	公募期間		採択率	
					1次	2次	採択/応募	%
A	26年度補正	1,020	2/3	1,000	2/13～5/8	6/25～8/5	13,134/30,478	43.1
B	27年度	129	2/3	4,500	4/13～6/11	-	143/320	44.7
C	27年度	10	2/3	3,000	4/7～6/5	6/9～7/24	36/80	45.0
D	26年度補正	930	1/2	50,000	3/18～4/16	5/1～6/12	4/22で終了449件採択	